

婦人関係資料シリーズ
一般資料第三六号

売春に関する資料

—— 第二号 ——

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、さきに刊行した「売春に関する資料―改訂版―」に続く第二号として、昭和三〇年一〇月より三一年一二月までにおける売春関係資料をとりまとめ、ここに刊行することにいたしました。
売春問題に関心をもたれる方々の御参考となれば幸いです。

昭和三二年二月

労働省婦人少年局

目次

一 売春に関する年表

(昭和三〇年一〇月より昭和三十一年二月まで)……………

一頁

二 関係法令及び文書

(一) 法令

- 1 総理府設置法の一部を改正する法律(昭和三十一年三月七日)……………(資料の一)……………四
- 2 売春対策審議会令(昭和三十一年三月七日政令第一七号)……………(資料の二)……………五
- 3 売春防止法(昭和三十一年五月二十四日法律第一一八号)……………(資料の三)……………六

(二) 通牒

- 1 婦人の落転防止及び保護更生対策の強化について……………(資料の四)……………一三
- (厚生、労働事務次官通牒)
- 2 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について……………(資料の五)……………一六
- (関係各省次官等連名通牒)

(三) その他

- 1 売春婦の前借金問題に関する最高裁判決……………(資料の六)……………一八
- 2 売いん防止法(仮称)要綱案……………(資料の七)……………二〇
- (売春問題連絡協議会より売春対策審議会に提出したもの)
- 3 売春防止法(仮称)の施行に伴う行政措置要綱案……………(資料の八)……………二二
- (同 右)
- 4 売春防止法成立にあたり参議院法務委員会において決議された附帯決議の要旨……………(資料の九)……………二六
- 5 いわゆる人身売買対策要綱……………(資料の一〇)……………二七
- (北海道)
- 6 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について……………(資料の一)……………三三
- (事務次官等会議申合せ)

三 各機関からの建議その他

- (一) 売春等の防止及び処分について……………(資料の一二)……………三五
- (売春対策審議会第一回答申書)
- (二) 売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について……………(資料の一二)……………四四
- (売春対策審議会第二回答申書)

(三) 売春対策に関する関係各省庁の昭和三二年度予算要求額について……………(資料の一四)……………五〇

(売春対策審議会長より内閣総理大臣宛)

四 売春関係文献目録

戦前のもの……………	四〇
戦後のもの……………	四〇
官庁出版物……………	四〇

五 統計資料

(一) 全国売春関係地域数、業者数及び従業婦数(労働省)……………	五〇
(二) 全国売春婦数(厚生省)……………	五二

一、売春に関する年表

——昭和三〇年一〇月—昭和三一年一二月——

昭和三〇年(一九五五年)

- 一〇月 六日 政府は、「売春問題対策協議会」(二八年一二月設置)が任務を終えたので、廃止することに決定。
- 一〇月 七日 最高裁判所、「未成年者の人身売買のような公序良俗に反する契約の前借金は無効である」の判決を言い渡す。これは、愛媛県の少女(一六才)が売春婦としての生活に耐えかねて逃げ帰ったため、雇主から四万円を返せと訴えられていたものであつて、この新判例が、売春婦の更生を容易にさせるものとして反響をよんだ。(資料の六)
- 一〇月一八日 全国花街連盟、全国芸妓屋同盟会、全国料理業組合同盟会、東京料亭組合連合会は、連名で、「一八才未満の者の芸妓就業についての陳情書」を労働大臣に提出。芸妓が、女子年少労働基準規則第八條第四号、第四五号の除外例として取扱われるよう陳情す。
- 一〇月二八日 政府は、売春防止立法化準備のため、内閣に「売春問題連絡協議会」を設置することに決定。委員は、関係各省の局長級で構成する。

一二月 一日 東京地検内に「更生相談室」が設置され、悩む女性に更生の足がかりを与えることになった。

昭和三年(一九五六年)

- 一月二二日 都内の赤線地域の女子従業婦、「東京都女子従業員組合」を結成。
- 一月二七日 政府、「総理府設置法の一部を改正する法律案」(売春対策審議会の設置)を国会に提出。同法案、内閣委員会に付託。
- 二月 特飲業者の集団廃業の傾向現わる。(東京都調布特飲街、愛知県名古屋、福岡県八幡市新町特飲街)。
- 三月 五日 「総理府設置法の一部を改正する法律案」国会を通過。(資料の一)
- 三月 七日 右法律公布により、内閣に「売春対策審議会」が設置される。(資料の二)
- 三月 七日 売春禁止法制定促進委員会では、売春婦の更生資金とするため、所属の三三婦人団体を通じ「国民募金」を行つてきたが、さらに一般の協力を求めるため、都内盛り場で街頭募金を行う。

三月一四日 「第一回売春対策審議会」開催。会長に菅原通済、副会長に田辺繁子の両氏が決定。なお、売春問題連絡協議会より「売淫防止法（仮称）要綱案」並びに「売春防止法（仮称）の施行に伴う行政措置要綱案」を提出。（資料の七・八）

三月一六日 東京都女子従業員組合連合会加盟の赤線地域従業員たち、都内盛り場で「売春防止立法化反対」のビラを配布、一片の法律で生活を破壊されてはたまらないと都民に訴える。

三月二〇日 「売春問題連絡協議会」（三〇年一〇月設置）廃止について閣議決定。

三月二四日 日本社会党、「売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案」を国会に提出。

三月二六日 全国赤線地域従業員、「全国接客女子従業員組合連盟」を結成。法律制定反対運動を行うことを決定し、関係官庁に陳情を行う。

四月 四日 日本社会党、「売春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。

四月 六日 全国性病予防自治会、「結核つ起大会」を開催。ただちに法律制定反対の全国運動をおし進めることを決議。

四月 九日 売春対策審議会、第一回答申を行う。（資料の一二）

四月二四日 日本社会党提出二法案、衆議院法務委員会に付託。

四月 全国性病予防自治会では、売春防止立法化阻止の方策と

して、全国赤線地域の業者、従業員等一〇万名（主党への集団入党を計画。これは、一般から強い批判）うけ、自由民主党も拒絶の態度をとったので、集団入党は阻止された。

五月 二日 政府、「売春防止法案」を国会に提出。

五月 七日 同法案、法務委員会付託。

五月九日—二日 衆議院法務委員会、同法案について審議、可決。

五月一五日 同法案、衆議院通過。

五月一五、一七、一八日 参議院法務委員会、同法案について審議、可決。

五月一八日 売春禁止法制定促進委員会、「売春禁止法制定貫徹全国大会」を開催。法が速やかに成立するようにとの決議ののち、参議院議長に陳情を行う。

五月二一日 「売春防止法案」、参議院を通過成立。なお、同法を完全なものとするため、保安処分並びに売春行為自体の取締等につき、こんども検討を要するとの附帯決議がなされた。（資料の九）

五月二四日 「売春防止法」公布。（資料の三）

六月 一日 婦人少年局では、従来から各県婦人少年室及び婦人少年室協働員を通じて、売春関係婦女に対する相談業務を行い、転落防止、保護更生をはかつて来たが、新たに各室に専門の相談員（婦人少年室婦人問題相談員）を配置、また協働員五〇〇名を増員して、この業務を強化することになった。

六月

映画「太陽の季節」、「処刑の部屋」、「逆光線」等は、性問題に興味本位に扱い、未成年者に悪影響を及ぼすとの非難が全国各地におこり、婦人団体では、映画製作者と興行組合の反省を要望。

七月二二日 厚生、労働両事務次官より「婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について」の通達が出された。（資料の四）

九月 七日 売春対策審議会、第二回答申として、「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」を内閣総理大臣に提出。（資料の一三）

九月一五日—一〇月一五日 婦人少年局は、「売春防止特別活動」を全国的に展開。

一〇月 一日 「売春防止法」の施行に先きたち、厚生省では、さしあたり八大府県（東京、神奈川、愛知、大阪、京都、兵庫、北海道、福岡）に婦人相談所を設置し、さらに全国に四六八名の婦人相談員を置いて、売春婦の保護更生にあたることになった。

一〇月 四日 全国性病予防自治会常任理事会開催。売春対策審議会第二回答申をめぐって、業者の転落業対策を協議。生活確保のための調停方針を決定した。

一〇月一五日 売春対策国民協議会主催による「売春防止法完全実施要求国民大会」が東京YWCA講堂で開催された。この売春対策国民協議会は、法律の成立に関して活動を続けてきた「売春禁止法制定促進委員会」が発展的解消

を行い新しく発足したものである。

一〇月一七日 全国性病予防自治会代表、自由民主党有志議員と懇談。業界の実情と転落業の問題について陳情並びに要望を行う。

一〇月一六日—一八日 西独のフランクフルトで開かれた「売春防止に関する世界会議」（主催：国際腐爛協会）に、法務省刑事局総務課長長戸寛典氏が出席。

一月 北海道に冷害、凶漁による「人身売買」続出。道では、「いわゆる人身売買対策要綱」を策定、道連絡協議会を設置して救済対策を積極的にすすめることになった。（資料の一〇）

二月一七日 次官等会議において「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」の申合せが行われた。（資料の一）

二月一七日 売春対策審議会、昭和三二年度売春関係各省予算要求額が不十分であり、所期の目的達成は困難であるとの意見書を提出。（資料の一四）

二月二七日 「売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について」の次官等会議申合せにつき、関係各府庁次官等連名通達を知事あて発送。（資料の一五）

二、関係法令及び文書

(一) 法令

(資料の一)

昭和三十一年三月七日
法律 第五号

総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

原子力委員会	原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
原子力委員会	原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
売春対策審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて売春対策に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(資料の二)

昭和三十一年三月七日
政令 第十七号

売春対策審議会令

内閣は、総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 売春対策審議会(以下「審議会」という。)は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、売春対策に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

3 審議会に、幹事二十人以内を置く。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員、専門委員及び幹事)

第四条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員、最高裁判所の職員及び売春対策に関し識見がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 売春対策に関し識見がある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前項の委員は、再任されることが出来る。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員及び最高裁判所の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
- 7 委員、専門委員及び幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(雑則)

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(資料の三)

昭和三十一年五月二十四日

法律 第百十八号

売 春 防 止 法

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為

等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑 事 処 分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身邊に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

- 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身邊に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の

懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

第三章 保護更生

(婦人相談所)

第十六条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に關し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第十七条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第十八条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(民生委員等の協力)

第十九条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司、更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に關し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)

二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県が行う收容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所を行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。

2 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令の廃止)

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に關する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に關する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定

をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

6 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)にいう婦人保護施設を経営する事業

(地方財政法の一部改正)

7 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 婦人相談所及び婦人相談員に要する経費

(二) 通牒

(資料の四)

厚生省発社第一二九号

労働省収婦第二五号

昭和三十一年七月十二日

各 都 道 府 県 知 事
婦 人 少 年 室 長

厚 生 事 務 次 官
労 働 事 務 次 官

婦人の転落防止及び保護更生対策の強化について

第二十四回国会において成立をみた、売春防止法は本年五月二十四日法律第百十八号をもつて公布され、保護更生に関する部分は明年四月一日から施行されることになったが、その施行までの間における標記の件に關し左記のとおりその実施の要領を定めたので、その実施に關しては格段の御配慮を願いたい。

記

婦人の転落防止及び保護更生対策実施要領

一、趣 旨

売春防止法制定の趣旨に鑑み、その施行までの間においても、婦人の転落防止及び保護更生対策を一層強力に推進する必要があるので、関係行政機関において次の行政措置を講ずるものとする。

二、措 置

次の関係機関は、相互の連絡を緊密にして転落のおそれのある婦人（以下「対象者」という。）につき、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。

（一）婦人相談所

- 1 主要都市に、その都市を管轄する都道府県（北海道、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）が設置する。
- 2 所長その他所要の職員を置き、対象者に関する各般の問題につき、相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに附随して必要な指導を行う。
- 3 必要と認めた場合は、一時収容保護を行う。

（二）婦人相談員

- 1 都道府県又は市に、非常勤の婦人相談員を置く。
- 2 婦人相談所を設置する都道府県にあつては、婦人相談所所員、その他の県にあつては県本庁所員、市にあつては当該市本庁又は福祉事務所所員とする。
- 3 亮容環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所に駐在して、面接、調査、訪問、指導等の業務を行い、対象者の生活の援護、就職の助成等につき関係機関に連絡あつ旋するものとする。

（三）福祉事務所

婦人相談所及び婦人相談員と密接な連絡の下に、対象者に対し、必要に応じ、生活保護、母子福祉資金の貸付その他の援護の措置を積極的に行ひ、又は医療、職業更生その他の措置につき関係機関へ連絡あつ旋する。

（四）児童相談所

対象者のうち、児童福祉法による措置をとることが適切であるものについては、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員による指導、児童福祉施設への入所措置その他必要な措置を講ずる。

（五）婦人少年室

婦人少年室協助力員を増員し及び婦人少年室婦人問題相談員をあらたに配置する。

対象者について婦人の地位の向上その他婦人問題の見地から調査、啓蒙及び相談を行う。

（六）性病予防機関

性病病院、性病診療所、保健所等においては、関係機関と連絡の上、各施設を訪れた対象者のうち性病罹患の疑いのあるものに対しては健康診断を受けさせ、又発見された患者に対しても適性な治療を実施し、もつて心身ともに健全な状態において更生せしめ社会生活に復帰させる。

（七）婦人保護施設

対象者のうち、収容保護を適當とするものを収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行い、もつてそのすみやかな更生を図る。

（八）協力機関

次に掲げるものは、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、婦人少年室と密接な連絡の下に、対象者の早期発見につとめその相談に応じ、常時必要な指導を行うとともに、担当地区内の婦人の転落防止その他一般啓蒙活動を行う等この要綱実施のために積極的に協力するものとする。

- 1 民生（児童）委員
- 2 婦人少年室協助力員
- 3 保護司
- 4 更生保護事業を営むもの
- 5 人権擁護委員

（九）関係行政機関団体等との協力

婦人の転落防止及び保護更生対策を総合的且つ強力に推進するため、関係行政機関、団体等と緊密に協力するものとし、これがため常時連絡を密にし、必要に応じ、連絡協議会等の設置を考慮するものとする。

(資料の五)

総審第二七二号

昭和三十一年十二月二十七日

内閣官房副長官	田中	榮一
警察庁次長	柏村	信雄
自治庁次長	鈴木	俊一
法務事務次官	岸本	義広
大蔵事務次官	平田	敬一郎
文部事務次官	稲田	清助
厚生事務次官	木村	忠二郎
通産事務次官	石原	武夫
労働事務次官	斎藤	邦吉
建設事務次官	石破	三朗

各都道府県知事宛

売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

長い間の因襲を持った社会風を排除するため、売春防止法が成立し、その公布をみたので、この法律の円滑な施行を図るため、さる十二月十七日の事務次官等会議において別紙のとおり中合せを行った。同法は、わが国道義の刷新に関する画期的なものであり、その施行に関係する行政機関も中央地方を通じ各方面にわたるので、各地方におかれては、地方公共団体の各機関及び国の地方関係山先機関相互の連絡を強化されとも

に、売春防止活動の地方における推進体として、貴都道府県に売春防止対策本部を置き、売春防止活動を推進して別紙記載の各行政措置が円滑に実施されるよう御配慮願いたい。

別紙略(資料一五参照)

(三) その他

(資料の六)

昭和二十八年(オ)第六三二号
判決

愛媛県北宇和郡愛治村大字大宿

上告人

藤田秋義

同所

上告人

橋元保久

右両名訴訟代理人弁護士

二宮卓

柴田元一

愛媛県宇和島市朝日町築地

被上告人岡崎庄一郎訴訟承継人

被上告人

同所

同承継人

被上告人

岡崎義雄

右法定代理人親権者

岡崎貞雄

右両名訴訟代理人弁護士

清家 栄

右当事者間の預金返還請求事件につき、高松高等裁判所が昭和二十八年四月三〇日言渡した判決に対し、上告人等から全部破棄を求める旨の上告申立があり、被上告人等は上告棄却の判決を求める旨の答弁書を提出した。よつて当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

被上告人の請求を棄却する。

訴訟の総費用は、全部被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人二宮卓及び柴田元一の上告理由は、それぞれ末尾添付のとおりである。

上告代理人二宮卓の上告理由及び上告代理人柴田元一の上告理由第一点について。

原審認定の事実によれば、上告人橋元は、昭和二十五年二月三日頃被上告人等先代岡崎庄一郎から金四〇、〇〇〇円を期限を定めず借り受け、上告人藤田は、右債務につき連帯保証をしたが、その弁済については、特に橋元の娘ハルエが庄一郎方に住み込んだ上、同人がその妻の名義で経営していた料理屋業に關して酌量稼働をなし、よつてハルエのうべき報酬金の半額をこれを充ててを約した、前記ハルエは当時いまだ一六才にも達しない少女であつたが、同人はその後庄一郎方で約旨に基き昭和二十六年五月頃まで酌量として稼働したに拘らず、ハルエの得た報酬金はすべて他の費用の弁済に充當せられ、上告人橋元の受領した金員についての弁済には全然充てられるにいたらなかったというのである。そして原審は、右事実を基き、ハルエの酌量としての稼働契約及び消費貸借のうち前記弁済方法に關する特約の部分は、公序良俗に反し無効であるが、その無効は、消費貸借契約自体の成否消長に影響を及ぼすものではないと判断し、上告人親名に対し前記借用金員及び遅滞による損害金の支払をなすべきことを命じたのであつて、以上のうちハルエが酌量として稼働する契約の部分が公序良俗に反し無効であるとする点については、当裁判所もまた見解を同一にするものである。しかしながら前記事実關係を實質的に鑑察すれば、上告人橋元は、その娘ハルエに酌量稼働をさせる対価として、被上告人先代から消費貸借名義で前借金を受領したものであり、被上告人先代もハルエの酌量としての稼働の結果を目当てとし、これがあるがゆゑにこそ前記金員を貸与したものであるといふことができるのである。しかれば上告人橋元の右金員受領とハルエの酌量としての稼働とは、密接

に關連して互に不可分の關係にあるものと認められるから、本件において契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来すものと解するを相当とする。大審院大正七年一〇月一二日（民録二五輯一九五四頁）及び大正一〇年九月二九日（民録二七輯一七五四頁）の判例は、いずれも当裁判所の採用しないところである。従つて本件のいわゆる消費貸借及び上告人藤田のなした連帯保証契約はともに無効であり、そして以上の契約において不法の原因が受益者すなわち上告人等についてのみ存したものであるといふことはできないから、被上告人は民法七〇八条本文により、交付した金員の返還を求めることはできないものといわなければならない。原判決は法律の解釈を誤つたものであつて破棄を免れない。そして原審の確定した事実によれば、本件はすでに判決をなすに熟するものと認められるから、民訴四〇八条一、九六条、八九条を適用し、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗山茂
裁判官	小谷勝重
裁判官	藤田八郎
裁判官	谷村唯一郎
裁判官	池田克

（資料の七）

売いん防止法（仮称）要綱案（売春問題連絡協議会）

（勧誘等）

- 一、売いんの目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘した者は、………に処するものとする。
- 二、売いんの周せいをし、又は売いんの周せいをする目的で、人を売いんの相手方となるように勧誘した者は、………に処するものとする。
- 三、売いん又はその周せいをする目的をもつて、道路その他公の場所で、人の身邊に立ちふさがり、又はつきまとつた者は、………に処するものとする。

のとすること。

（売いんの場所の提供）

- 二、売いんを行う場所を提供した者は、………に処するものとする。

（困惑等による売いん）

- 三、婦女を欺き、又は困惑させて売いんをさせた者は、………に処するものとする。

（特殊關係の利用）

- 四、親族、業務、雇用その他特殊の關係にある者がその影響力を利用して売いんをさせたときは、………に処するものとする。

- 二 前項の關係にある者がその影響力を利用して、売いんの対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、………に処するものとする。

（前貸等）

- 五、売いんをさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、………に処するものとする。

（売いんをさせる契約）

- 六、婦女に売いんをさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、………に処するものとする。

（売いん施設の経営等）

- 七、売いんを業とする婦女に売いんを行う場所を提供することを主たる目的とする施設を經營し、又は管理した者は、………に処するものとする。

- 二 売いんを業とする婦女を常時居住させ、これに売いんをさせることを業とする者の罰も、前項と同様とするものとする。

（資金の供与等）

- 八、情を知つて、七の第一項の施設の經營に要する資金を供与し、又は土地若しくは建物を提供した者は、………に処するものとする。

（罰）

- 九、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、六から八まで、罪を犯したときは、そ

の行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科するものとする。

(併科)

十、各本条の罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができるものとする。

附 則

- 一、施行に猶予期間を置くものとする。
- 二、昭和二十二年勅令第九号を廃止するものとする。
- 三、売いんをすること及びその相手方となることの処罰については、条例に委ねるものとする。

(資料の八)

売春防止法(仮称)の施行に伴う行政措置要綱案(売春問題連絡協議会)

一、趣 旨

売春対策として、法律による取締りの強化とともに、転落防止、保護厚生対策を総合的に推進する必要があるため、関係行政機関において次の行政措置を講ずるものとする。

二、措 置

(一) 相談指導業務の強化

左の関係各機関において、この要綱の対象となる婦人(以下「対象者」という)につきそれぞれ必要な措置を講ずるものとする。

1 婦人相談所(仮称)

イ 主要都市に、その都市を管轄する都道府県が設置する。

ロ 対象者に関する各般の問題につき相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、社会学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行う。

ハ 必要と認めた場合は、一時収容保護を行う。(厚生省)

2 婦人相談員

イ 都道府県に、一定数の婦人相談員(非常勤)を置く。

ロ 都道府県知事の定める担当区域により、その指揮監督を受けて、対象者に関する各般の問題につき相談に応じ、又は対象者及びその家庭につき、必要な調査並びに指導を行う。(厚生省)

3 福祉事務所

対象者に対し必要に応じ、生活保護、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付その他援護の措置を積極的に講ずる。(厚生省)

4 児童相談所

対象者のうち、児童福祉法による措置をとることが適切であるものについては、児童福祉司、社会福祉主事及び児童委員による指導、児童福祉施設への入所措置その他必要な措置を講ずる。(厚生省)

5 婦人少年室

婦人少年室に婦人少年室協助員を増員し及び専門委員をあらたに配置して、対象者について、各般の問題につき相談に応じ、当面している問題の処理、生活指導その他必要な措置を講じて、婦人の転落防止、保護更生をはかる。(労働省)

6 婦人保護施設

対象者のうち収容保護を適当とするものについては、婦人保護施設に収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行い、もつて、そのすみやかな更生をはかる。(厚生省)

7 性病予防機関

性病病院、性病診療所、保健所等においては、関係機関と連絡の上、各施設を訪れた対象者のうち、性病罹患の疑いのあるものに対しては健康診断を受けさせ、又発見された患者に対しても適正な治療を実施し、もつて身心共に健全なる状態において更生せしめ、社会生活に復帰させる。(厚生省)

8 協力機関

左に掲げるものは、婦人相談所、福祉事務所、婦人少年室と密接な連絡のもとに、対象者の早期発見につとめ、その相談に応じ、常時必要な指導を行うと共に、担当地区内の婦人の転落防止その他一般的啓蒙活動を行う等この要綱実施のため積極的に協力する。(関係各省)

イ 民生(児童)委員(民生委員法、児童福祉法)

ロ 婦人少年室協働員

ハ 保護司(保護司法)

ニ 更生保護事業を営むもの(更生緊急保護法)

ホ 人権擁護委員(人権擁護委員法)

(三) 就職の助成

対象者のうち、働く意思と能力のあるものについては、次の措置を講ずるものとする。(労働省)

1 職業のあっ旋

ただちに就職することの可能な者は、職業紹介によりできるだけ就職させる。

2 職業の補導

必要な場合は、公共職業補導所の利用、婦人に適する補導科目の整備拡充等を行つて、できるだけ就職に必要な技能を習得させる。

(四) 更生保護措置(事後における)の強化

1 更生保護相談室の設置

被疑者として受理した対象者の更生保護を円滑ならしめるため、各地方検察庁内に右相談室を特設し、保護観察所その他関係機関との連絡を密にし、必要に応じその職員の派遣、駐在を求め、当該対象者を資料をそえて保護観察所に送致するものとする。(法務省)

2 保護観察所の活動強化

保護観察所において、更生緊急保護法を従来より一層活用し、検察庁その他関係機関の協力を得て、当該対象者の身上を調査し、当該対象者と共にその更生方針を定め、保護司の補導、宿泊所の供与、食事付宿泊の供与、衣料及び保護の援助を行い、或は居住の援助等を行う措置を講ずるものとする。(法務省)

3 協力機関

左に掲げるものは、各地方検察庁における更生保護相談室、保護観察所の活動強化に協力するものとする。(関係各省)

イ 婦人相談所

ロ 福祉事務所

ハ 婦人少年室

ニ 婦人保護施設

ホ 民生(児童)委員、婦人少年室協働員、人権擁護委員

(四) 未然防止措置の強化

不就学及び長欠児童、家出娘、問題世帯の女子、或いは、売春に陥り易い業態に働く女子の把握につとめ、これら女子の保護指導並びにその家庭及び関係者に対する啓蒙を行い、必要に応じ、各種生活資金の貸付等を迅速に行つて身売りの防止に努め、又関係法規による監督指導を強化して売春の未然防止をはかるものとする。(厚生省、労働省その他関係各省)

(四) 純潔教育の普及徹底

純潔教育の普及徹底をはかるため左に掲げる措置を講ずるものとする。(文部省)

1 学校においては、教科、特別教育活動(教科以外の活動)及び児童生徒の生活指導を通じて実施する。

イ 教科としては、理科、家庭科、保健教育を中心として、男女交際の正しいあり方、家庭人としての自覚、健全な男女関係、遺伝、生理、性病予防等の教育内容によつて指導する。

ロ 特別教育活動、生活指導においては、学校内外における男女交際に関する正しい批判力を養い、そのあり方について指導する。

ハ 純潔教育に関する指導書、手引書を編集してその普及徹底につとめる。

ニ 学校の校長、教員、教育委員会の指導主事等を対象とする研究集会、演習会を開催する。

2 家庭、社会及び学校における青少年の生活指導、社会道義の高揚、環境改善等の社会教育活動を通じて純潔教育の普及徹底をはかる。

イ 社会教育講座、婦人学級、青年学級の内容として取り上げる。

ロ PTA及び婦人団体の学習内容として取り上げる。

ハ 家庭教育に関する研究集会を奨励する。

ニ 特に青少年期の指導と教育計画において教養施設、レクリエーション施設の充実、青少年グループの育成、成人式、成人祭等の意義の認識につとめ、併せて職業教育の振興をはかる。

内 啓蒙活動の展開

啓蒙活動を一層活発に行つて売春防止について社会一般及び対象者を啓蒙するものとする。(労働省その他関係各省)

ロ 基地風紀問題対策の推進

駐留軍基地周辺における風紀問題については、右の各項の措置を講ずるほか、日米合同委員会及び日米地方連絡協議会を通じて、その対策を推進するものとする。(外務省その他関係各省)

三 連絡の強化

右の各措置は、中央において、関係各省協力の上、売春対策審議会の意見を尊重して実施することとし、地方においては、都道府県の関係各機関及び国の出発機関相互の連絡を強化し、その実効をあげるため都道府県に売春防止対策本部(仮称)をおくものとする。(内閣、自治庁その他関係各省)

(資料の九)

附 帯 決 議

参議院法務委員会

本法案が人の尊厳、性道徳の純化、社会の善良の風俗の保持の爲の画期的な立法であること、当委員会の審議に於て尚不完全な諸点認められ、経緯にかんがみ、政府は更に一段の努力を以て

一、本法案第五条の罪を犯した女子に対する保安処分の規定を設けること。

二、売春行為を処罰対象とするか否かについては更に検討を続けること。

三、要保護女子に対する保護更生の各般の施設について徹底的充実をはかること
 四、生活保障に関する諸立法の適切な運用によつて転落主因の防止につとめること
 五、本法実施に当り地方公共団体への国庫負担等の予算措置に遺憾なきを期することとし、
 以て本法案の目的の達成に遺憾なきを期せられたい。

(資料の10)

いわゆる人身売買対策要綱

北海道

一、趣 旨

いわゆる人身売買は、貧困と人権軽視の思潮がその根底をなすものであつて、これを根絶するには、一般思潮の高揚にあわせて社会保障制度の充実と国土の総合的開発による完全就業の実現等にまつものであるが、昭和三十一年度本道における冷害凶作、沿岸凶漁等の産業不振によりこの現象が急増することが予想されるにかんがみ、この要綱により応急対策を樹立推進して、これが絶無を期すものである。

二、連絡調整機関の設置

いわゆる人身売買対策推進の連絡調整機関として道にいわゆる人身売買対策連絡協議会(以下「道協議会」という。)各支庁の区域にいわゆる人身売買対策地方連絡協議会(以下「地方協議会」という。)を設ける。

1 道協議会

(一) 道協議会は、左の業務を行う。

- (1) いわゆる人身売買問題の調査並びに資料の収集
- (2) 庁内における人身売買対策の連絡調整及び施策の推進
- (3) いわゆる人身売買対策の広報活動
- (4) その他

(一) 組織

道協議会は、次の関係部課長を以つて構成する。

- (1) 総務部 企画課長、道民課長
- (2) 民生部 民生部長、社会課長、福祉課長
- (3) 衛生部 医務薬事課長、保健予防課長、環境衛生課長
- (4) 労働部 職業安定補導課長
- (5) 農地開拓部 総務課長、開拓経営課長
- (6) 農務部 農政課長、農業改良課長
- (7) 水産部 漁政課長
- (8) 道警本部 防犯課長
- (9) 道教委 学校教育課長、社会教育課長
- (10) 道協議会長は民生部長をもつて充てる。
- (11) 道協議会は会長が必要があると認めるときに召集する。
- (12) 道協議会に事務局を設け、民生部福祉課におく。

2 地方協議会

- (一) 地方協議会は、支庁区域ごとに設置するものとする。
- (二) 地方協議会は、次の業務を行う。
 - (1) いわゆる人身売買問題の調査並びに資料の収集
 - (2) いわゆる人身売買対策の適切な実施を期するため、現地における関係諸機関及び諸団体との連絡調整
 - (3) いわゆる人身売買対策の広報活動
 - (4) その他必要な事項

(二) 組織

原則として道協議会に準ずるものとする。ただし、現地の実情により必要があれば、他の機関、団体等を含めて構成することができる。

3 市町村の必要な地には、既設の団体等を活用して連絡協議会の設置を勧奨するものとする。

三 人身売買対策

1 教育啓蒙対策

- 対象地域に対する人権よう護思想の普及徹底
- 一般住民への啓蒙
- いわゆる人身売買関係被害者及び第三者の申告の迅速徹底化

(一) 民生部

保護対策と関連して実施

児童福祉法、売春防止法等の主旨徹底化

福祉事務所、児童相談所、婦人相談所

社会福祉主事、児童福祉司、婦人、母子相談員の活動

(二) 衛生部 保健所活動の関連

(三) 労働部 職業安定法、労働基準法等の関連

(四) 農地開拓部 農務、水産の各部

各協同組合、同婦人部、青年部等の活用

農業改良普及員、生活改良普及員、営農指導員、開拓保健婦、水産技術普及員、生活改善推進員、農業改良普及事業協力員等の協力

(四) 道教育委員会、社会教育、学校教育による教化

(六) 一般報道機関によるP・R

2 調査、資料の収集

- (一) 全道実態調査の実施 道警本部防犯課、道及び地方連絡協議会構成員の系統組織と現地職員の参加協力
- (二) 凶作凶漁による要保護地帯調査 民生部
- (三) 長期欠席児童調査 道教育委員会、民生部、児童相談所
- (四) 出かせぎ児童実態調査 民生部、労働部
- (五) 売 春 婦 調 査 衛生部、保健所、性病々院、民生部、道警本部
- (六) 凶作、凶漁実態調査 農務部、開拓部、水産部
- (七) その他関係資料整備
- (八) 各資料整備次第印刷配付すること。

3 保護対策

- (一) 民生部
 - (1) 末端行政機関活動と生活保護法、児童福祉法、売春防止法等の適正運用
 - ア 要保護世帯の保護……事前発見の徹底
 - イ 児童福祉法、同居児童の届出制の徹底
 - ウ 里親、職親制度の活用と制度逆用の防止
 - (2) 社会福祉協議会組織の活用と民生児童委員の活動
 - ア 社協、地域福祉活動による対策推進
 - イ 支庁地区別、民生児童委員研修会開催（道、道社協共催）
 - ウ 地区社協、市町村民生委員協議会等による対策推進。地区内「出かせぎ児童、婦女子」「部落の転出者」の調査見届による防止
 - (3) 地方青少年協（支庁地区青少年協、市町村青少年協）の開催による対策推進
 - (4) 児童相談所、婦人相談所、保護施設等の活用
 - (5) 人身売買に関するリーフレット作成頒布

(二) 衛生部

- (1) 凶作、凶漁被害家庭に対する疾病の予防及び医療の措置
- (2) 売春婦更生に対する援助措置（特に性病医療費の減免等）
- (3) 性病予防法第十一条及びこれに関連する対策の強化
- (4) 飲食店旅館等の指導強化

(三) 労働部

- (1) 年少労働者特に新規学校卒業者の就職促進活動強化
- (2) 求人開拓特に道外（京浜地区）求人開拓の推進
- (3) 職業指導の徹底
- (4) 巡回職業相談所の機能強化並びに利用促進
- (5) 出かせぎ援護活動の強化
- (6) 職業指導施設の充実
- (7) 違法周旋行為の取締強化

(四) 農地開拓部

- 凶作による被害開拓農家
農務部
凶作による被害農家
に対し救済対策推進

(五) 水産部

凶漁による被害漁民に対し凶漁対策の推進

4 取締対策

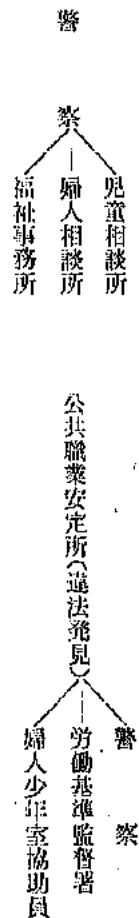
取締対策の強化

道警、道労働基準局、道労働部、衛生部等がこれに当る。

四 各関係機関連絡の強化

警察、公共職業安定所、労働基準監督署、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等主管分野の処置と同時に関係機関への連絡調整を密にする。

(例)



五 この対策実施期間

この対策は、冷害凶作、凶漁の応急施策として当分の間実施するものとする。

(資料の二)

売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

(昭三二、一二、一七、事務次官等会商合せ)

一 趣 旨

さきに制定公布をみた売春防止法は、長い因襲を持った社会悪を排除しようとする画期的立法であつて、その成果を期するためには重大なる決意と努力を要するところであるが、その施行に關係する国及び地方公共団体の行政機関は各方面にわたるので、これらの各行政機関が相互に協力し、一体となつてこの法律の円滑な施行を図り、もつて売春防止の目的を達成しようとするものである。

二 措 置

(一) 売春防止法の趣旨の普及徹底

売春防止に關する広報活動を広く社会一般に対して積極的に行い、特に売春を行う者、転落するおそれのある者及び関係業者等にこの法律の趣旨の徹底を図るとともに、これらのものが健全な生業に就くためには各方面のあたにかい協力が必要であるので、国民一般の理解と協力

とを求める。

(二) 人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底

社会教育における講座等及び学校教育における教科及び特別教育活動を通じて、人権の尊重、性道徳の高揚特に純潔教育の徹底を図る。

(三) 未然防止措置の強化

生活困窮家庭に対する生活保護、母子福祉資金の貸付、世帯更生資金の貸付等の適正迅速な運用を図るとともに、児童福祉法、職業安定法、労働基準法等による監督指導を強化する。

(四) 保護更生の強化

1 婦人相談所及び婦人相談員の設置

この法律に基く婦人相談所及び婦人相談員は、昭和三十二年四月一日から設けられるのであるが、この法律の施行にさまたちすみやかに行政措置をもつて、主要都道府県においては、婦人相談所を、各都道府県においては、婦人相談員を設置して、婦人相談業務の強化を図る。

2 婦人少年室の機能の整備

婦人少年室に協助力を増置するとともに、婦人問題相談員を設けて、婦人相談業務等の強化を図る。

3 その他関係機関の活動の強化

福祉事務所、児童相談所、職業安定機関、法務局、地方法務局、婦人保護施設、性被害防機関、保護司及び人権擁護委員等の活動の強化を図る。

(五) 関係業者の転廃業の促進

関係業者の転廃業の措置について、関係業者の健全な生業に転換するための自発的な行動を期待するとともに、その正しい転換を円滑に促進し、脱法的転業等の事態とこれによる新しい社会悪の生起しないよう、法の目的を完全に裏施するため、積極的な転廃業の輔導を行う。

なお、業者の転廃業に際しては、その従業員が再び転落することのないよう、別に定める保護更生機関による措置の徹底を図るとともに性病撲滅の抜本的施策を講ずる。

(六) 取締の適正化

この法律の施行前においても、現行法及び現行条例に基く取締の適正を期する。

（四）犯罪後の更生保護措置の強化

前項の取締に伴う従業婦等の更生保護措置については、取締官庁と緊密な連絡のもとに、保護観察所において更生緊急保護法による措置を強化して、その再転落を防止する。

三 連絡の強化

- （一）右の各措置についての中央関係各省庁相互間の連絡には、内閣総理大臣官房審議室がこれに当り、更に一層の緊密化を図る。
- （二）右の各措置についての地方公共団体の各機関及び国の地方関係出先機関相互の連絡を強化するとともに、売春防止活動の地方における推進体として、都道府県に売春防止対策本部を置くよう勧奨する。

三、各機関からの建議その他

（資料の111）

答申第一号

昭和三十一年四月九日

売春対策審議会会長 菅 原 通 済

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 宛

売春等の防止及び処分について

本売春対策審議会は、売春対策の一環として、売春等の防止及び処分に関し、すみやかに立法措置を講ずる必要があると認め、当該法律案に盛り込まれるべき事項及びこれに関連する事項について検討した結果、左記のとおり、決定したので、答申する。

記

- 一、法律の名称は、「売春等の防止及び処分に関する法律」とすることが適当である。
- 二、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護婦女」という。）の保護更生を図ることの重要性にかんがみ、これを単に行政措置に委ねるをもつて足るとすべきではなく、法律上明文をもつて明らかにすることが適当である。
- 三、法律の内容に盛り込まれるべき事項は、おおむね、次のごときものとすることが適当である。

1 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びに要保護婦女の保護更生を図ることを目的とする旨を明らかにすること。

2 売春とは、対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

3 刑事処分の対象とすべき行為は、おおむね、次のごときものとし、科せらるべき刑は、既存の関係法規の刑罰規定の均衡を失しないものとする。売春行為自体は、さしあたり刑事処分の対象としないが、これについては別紙のとおり有力な反対意見もあり、将来の問題として引き続き調査検討を加えるものとする。

(4) (勧誘等)

- (1) 売春の目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、人をその相手方となるように勧誘する行為
- (2) 売春の目的をもつて、道路その他公の場所で、人の身辺に立ちふさがり又はつきまとう行為
- (3) 売春の目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(4) (周旋等)

- (1) 売春の周旋をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘する行為
- (2) 売春の周旋をする目的で、道路その他公の場所で、人の身辺に立ちふさがり又はつきまとう行為
- (3) 売春の周旋をする目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、写真又は絵画を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引する行為

(4) (場所の提供)

売春のために使用されることを知りながら、建物若しくはその一部を貸与し、又はその使用を許可する行為

(4) (困惑等による売春)

欺き、又は困惑させて売春をさせる行為

(4) (特殊関係の利用)

親族、業務、雇用、その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して、売春をさせる行為及びこのような関係にある者がその影響力を利用して、売春の対価の全部若しくはその一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束する行為

(4) (前貸等)

売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与する行為

(4) (売春をさせる契約)

売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をする行為

(4) (施設の経営等)

- (1) 売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理する行為
- (2) 居住させて売春をさせることを業とする行為

(4) (資金等の提供)

情を知つて、売春施設の経営に要する資金、土地又は建物を提供する行為

4 要保護婦女に対する保護更生の措置に関して規定すべき事項はおおむね次のごときものとする。

- (1) 要保護婦女の相談に応じ、必要な指導を行い及び一時保護を行う婦人相談所(仮称)を都道府県に設置するとともに婦人相談員(仮称)を配置すること。

- (2) 要保護婦女のうち、施設に収容して必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産、就職の助成等を行う必要があるものため、婦人保護施設を都道府県に設置すること。

(4) 関係機関の協力義務を明らかにすること。

- 5 附則をもつて、必要な経過規定、関係法令の改廃を行うこと。刑事処分に関する規定の施行期日については適当な猶予期間を置くこととし、おおむね、昭和三十三年一月一日とすること。

四、1 「勧誘等」の罪を犯した者については、裁判所において保安処分に付することができるものとすることが妥当であり、すみやかにこれに関する立法措置を講ずること。

- 2 旅館業法を改正して、公衆衛生の見地からのみではなく、風紀取締の見地からも、旅館業を規制することについてすみやかに検討を加え、必要な改正措置を講ずること。

五、この法律の目的を達成するために、この法律の実施に直接必要な予算を確保することはもとより、要保護婦女に対する保護更生の徹底に要す

る予算上の措置についても遺憾のないようにすべきである。

六、この法律の公布にあつては、国民一般の性道徳の高揚等について強力な啓蒙活動を展開すべきである。なお刑事処分に關する規定の施行以前には、現存の昭和二年勅令第九号、職業安定法、児童福祉法、労働基準法、刑法及び關係地方条例の各該当規定の適切な運用を図り、この法律の施行を円滑ならしめるよう、事前措置について配慮すべきである。

關係資料

○ 売春行為自体を刑事処分の対象とすべきであるとの意見書

売春行為を処罰しない答申には反対である。

その理由は、

一、売春の社会悪であることを認めながら、これを行う者に処罰の制裁を加えない態度は正しくない。もし、法が売春行為そのものについて倫理的宣言をなすにとどまるのであるならば、それは立法の範圍外でないか、かりにも、法律が売春の社会悪であることをとめ、その防止と取締りを目的とする以上は、社会が納得する程度の制裁規定をおくことは当然である。

よつて、我々は、売春行為に対して比較的軽い処罰規定と共に、売春婦の保護、更生の施設及び転落防止の用意をすることを要請と信ずる。

二、売春行為を処罰しないで、売春のための公然の勧誘を処罰すること（案の三）は筋が通らない。のみならず、これは人目につかぬ方法による売春が野放しとなつて、その害毒まことに怖るべく、法の目的に相反する。結局、法はその実効を挙げ得ない。

三、売春を処罰しない場合に、売春行為の処罰を規定せる全国の地方条例の効力はどうなるのか。

若し、地方条例が「失効する」とならば、全国の売春は放任行為となつて、売春の防止と取締りを目的とする法が逆にこれを公認する結果となる。

若し、地方条例が「失効しない」とならば、法律の精神と条例は相矛盾して、売春に対する国家意思は不統一となり、国民はその適従にまどうであらう。

四、売春を処罰しないで、売春を目的とする業者を処罰することは、理論の根拠を失ふものである。

五、売春を処罰しない理由として、「横暴に際して証拠に乏しく、結局立証難で、人権侵害のおそれがある」と述べられるが、これは、業者の場合も同様である。立証難を免責の根拠とすることは妥当でない。人権を侵してはならないことは、ひとり、売春のみならず、で、警察官等が憲法保障の国民の基本的人權を尊重せねばならないことは論ずるまでもない。

六、売春婦は弱者であるから処罰立法には反対との説に対しては、処罰とあわせて保護・更生施設と転落防止その他社会保障を併行せしめて、売春防止の目的を達すべきである。

七、昨年九月二日、売春問題対策協議会も、「悪質売春は処罰すべきもの」との趣旨を答申しておる。

八、売春を処罰しない場合は、売春を賣う男性も処罰を免れることとなつて、性道徳は無視せられ、社会の常識に相反することとなる。

昭和三十一年四月六日

売春対策審議会委員

吉田 賢一	神 近 市 子	藤 原 道 子	三 卷 秋 子	福 田 勝	中 山 マ サ	宮 城 タ マ ヨ	田 辺 繁 子	大 浜 英 子
-------	---------	---------	---------	-------	---------	-----------	---------	---------

売春対策審議会长

菅 原 通 殿

四〇
○ 売春等の防止及び処分に關する法律（仮称）要綱案
第一章 総 則

（目的）

一、この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春及びこれを助長する行為の防止及びその取締並びにその性行又は環境に照して売春を行うおそれのある婦女（以下「要保護婦女」という）の保護更生を図ることを目的とする旨を明らかにすること。

（国及び地方公共団体の義務）

二、国及び地方公共団体は、この法律に定めるもののほか、福祉施設、医療施設その他教育施設を充実し、なお就職のあつせん、職業の指導、各種生活資金の貸付等についても遺憾なきを期することによつて、要保護婦女の保護更生に努めるとともに、純潔教育の普及徹底を図る等売春の発生を予防する施策を講じなければならない旨を明らかにすること。

（定義）

三、この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう旨を明らかにすること。

（売春等の禁止）

四、何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない旨を明らかにすること。

第二章 刑 事 処 分

（勧誘等）

五、売春の目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘した者は、〇〇〇〇に処する。

六、売春の目的をもつて、道路その他公の場所で、人の身邊に立ちふさがり又はつきまとつた者は、〇〇〇〇に処する。

七、売春の目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、客待ちをし、又は写真若しくは絵面を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、〇〇〇〇に処するものとする。

（周旋等）

八、売春の周旋をし、又は売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように勧誘した者は、〇〇〇〇に処する。

九、売春の周旋をする目的をもつて、道路その他公の場所で、人の身邊に立ちふさがり又はつきまとつた者は、〇〇〇〇に処する。

十、売春の周旋をする目的をもつて、公衆の目に触れるような方法で、写真又は絵面を掲げる等により人を売春の相手方となるように誘引した者は、〇〇〇〇に処するものとする。

（場所の提供）

十一、売春のために使用されることを知りながら建物又はその一部を貸与し、又はその使用を許可した者は、〇〇〇〇に処する。但し、貸与し又はその使用を許可した建物、又はその一部が売春のために使用されることを知つて、売春の行われることを防止するために相当と認められる処置を採つた場合は、この限りでないものとする。

（困惑等による売春）

十二、欺き、又は困惑させて売春をさせた者は、〇〇〇〇に処するものとする。

（特殊関係の利用）

十三、親族、業務、雇用その他特殊の関係にある者がその影響力を利用して売春をさせたときは、〇〇〇〇に処する。

十四、前項の関係にある者がその影響力を利用して、売春の対償の全部若しくはその一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、〇〇〇〇に処するものとする。

（前貸等）

十五、売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、〇〇〇〇に処するものとする。

（売春をさせる契約）

十六、売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、〇〇〇〇に処するものとする。

（施設の経営等）

十七、売春を行う場所を提供することを目的とする施設を経営し、又は管理した者は、〇〇〇〇に処するものとする。

十八、居住させて売春をさせることを業とする者は、〇〇〇〇に処するものとする。

（資金等の提供）

一三、情を知つて、売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に要する資金、又は建物を提供した者は、〇〇〇〇に処する。但し、提供した資金、土地又は建物が売春を行う場所を提供することを目的とする施設の経営に使用されるものであることを知つて、これが使用を阻止するために相当と認められる処置を採つた場合は、この限りでないものとする。

（罰）

一四、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、一〇から一三までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科するものとする。

（併科）

一五、五から一三までの罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三章 保護更生処分

（婦人相談所）

一六、都道府県は、政令の定めるところにより、婦人相談所を設置しなければならないものとする。

2 婦人相談所は、要保護婦女の保護に関する事項について主として次の業務を行うものとする。

- （一） 要保護婦女に関する各般の問題につき相談に応ずること。
- （二） 要保護婦女及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

（三） 要保護婦女の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置くものとする。

（婦人相談員）

一七、都道府県及び市は、その管理に属する福祉事務所に、非常勤の婦人相談員を置くものとする。

2 婦人相談員は、要保護婦女につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う等これらの者の保護更生に努めるものとする。

3 婦人相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意をもっている者の中から、都道府県知事又は市長が任命するものとする。

（婦人保護施設）

一八、都道府県は、要保護婦女のうち、施設に収容して、必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産就職の助成等を行うため、政令の定めるところにより、婦人保護施設を設置しなければならないものとする。

2 市町村その他の者は、政令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て婦人保護施設を設置することができるものとする。

（協力機関）

一九、民生委員法に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、労働省設置法に定める婦人少年室の協働員、保護司法に定める保護司、更生緊急保護法に定める更生保護事業を営むもの、人権擁護委員法に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所に協力しなければならないものとする。

（都道府県の支弁）

二〇、都道府県は次に掲げる費用を支弁しなければならないものとする。

- （一） 一六の婦人相談所に要する費用
- （二） 一七の婦人相談員の設置に要する費用
- （三） 一八の婦人保護施設に要する費用

（都道府県の補助）

二一、都道府県は、市町村その他の者が設置する婦人保護施設の設備につき支弁した費用の二分の一を補助することができるものとする。

（国庫の補助）

二二、国庫は、都道府県が二〇の規定により支弁した費用の十分の八を補助しなければならないものとする。

2 国庫は、都道府県が二二の規定により補助した金額の二分の一を補助しなければならないものとする。

- 一、この法律は、〇〇〇〇の規定を除き、公布の日から施行し、〇〇〇〇の規定は、昭和三十三年一月一日から施行するものとする。
(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)
- 二、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)は、〇〇〇〇の規定の施行と同時に廃止するものとする。
(地方条例との関係)
- 三、売春行為自体を処罰する地方条例は、〇〇〇〇の規定の施行前は、その効力を失うものでないことを明らかにするものとする。
(社会福祉事業法の一部改正)
- 四、社会福祉事業法の一部を次のように改正するものとする。
第二条第二項中第三号の次に次の一号を加え、第四号を第五号とする。
四 売春等の防止及び処分に關する法律(昭和三十一年法律第 号)にいう婦人保護施設を經營する事業

(資料の一三)

売春対策審議会答申第二号

昭和三十一年九月七日

売春対策審議会会長

菅 原 通 済

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 宛

売春防止法の円滑な施行を期するための行政措置について

本審議会は、昭和三十一年四月九日、内閣総理大臣に対して、売春等の防止及び処分について、答申第一号を提出した。
政府は、右答申に基き、売春防止法案を機会に提出したのであるが、同法案は、昭和三十一年五月三十一日、国会を通過成立し、同月二十四日
公布をみたことはまことに欣快にたえない。

この法律は、長い因襲を持った社会風を排除しようとする画期的立法であつて、その成果を期するためには、重大なる決意と努力を要するところであるが、特に、法律施行前においても、法律の円滑な施行を図り、売春防止の目的を達成するため、政府において、売春防止法の趣旨の普及徹底、人権の尊重、性道徳の高揚、未然防止措置の強化、保護更生の強化、関係業者の転業の促進、取締の適正化、犯罪後の更生保護措置の強化及び中央関係各省庁並びに地方公共団体との連絡の強化等の事項について、強力な行政措置を採る必要があると認めたのでここに答申する。

(資料の一四)

昭和三十一年十二月十七日

売春対策審議会会長

菅 原 通 済

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 殿

売春対策に關する關係各省庁の昭和三十一年度予算要求額について

本審議会は、売春対策に關する關係各省庁の昭和三十一年度予算要求額を通過するに、画期的な文化立法である売春防止法の受入れ態勢として、本要求額をもつてはまことに不十分であつて、到底所期の目的を達することは困難であると思料せられるので、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見として政府の再考慮を求める。

四、売春関係文献目録

この目録は、さきに発刊した「売春に関する資料—改訂版—」の売春関係文献目録の追加として、伊藤秀吉氏蔵書により掲載されたものであつた文献を補充し、あわせて昭和三〇年一〇月以降あらたに刊行されたものを取りまとめたものである。

◎戦前のもの

著者名	書名	発行所	発行年度
稲垣銀治	売淫沿革史 上・中・下	奎章閣	明治10
関根金四郎	江戸花街沿革誌	六合館	明治27
山室軍平	公娼全座論	警視廳	明治44
安藤陽州	公娼退治	積玉堂	明治44
伊藤秀吉主筆	売淫純潔運動新聞(及資料) 月刊版 第三四卷四十三号	明治消会	自明治四十四年二月至昭和一九年八月
大隈重信	公娼廃止論	明治消会	明治44
益富政助	此種皮者を救へ	明治消会	明治44
山室軍平	道楽者への強意見	明治消会	明治44
島田三郎	娼婦運動の趣意	明治消会	明治44
安部磯雄	風紀問題と公娼制度	明治消会	明治45
矢島掛子	パトライ夫人伝	警視廳	明治45
伊藤秀吉	娼妓自甚階級案内	明治消会	明治45
山室軍平	社会風俗論	警視廳	明治45
伊藤秀吉	飛田遊廓反対意見	飛田遊廓反対同盟会	明治45

著者名	書名	発行所	発行年度
伊藤秀吉	日本の公娼制度	日本基督教連盟	大正14
安部磯雄	国際連盟と醜業娼婦賣買問題	婦人矯風会	大正14
伊藤秀吉	流淫公娼制度廃止意見	明治消会婦人矯風会	大正14
森川抱次	公娼問題と群馬県	警視協会	大正15
氏原佐蔵	売笑婦と花柳病	厚生会	大正15
布施辰治	公娼自虐の戦術と法律	明治消会	昭和2
松浦富太郎、藤田三戸四郎、医学博士	医学上より見たる娼婦論	明治消会婦人矯風会	昭和2
徳富蘇峰	娼女養育論	明治消会婦人矯風会	昭和2
横田重雄	男子貞操義務の新判決	明治消会婦人矯風会	昭和3
伊藤秀吉	貸座敷業者諸君に与ふ	明治消会婦人矯風会	昭和3
松宮彌平	群馬県花柳病及風紀関係調査	明治消会婦人矯風会	昭和4
益富政助	公娼制度廃止論	明治消会婦人矯風会	昭和4
国際連盟報告より	娼婦に於ける風紀衛生法規	明治消会婦人矯風会	昭和5
松宮彌平	伝染防止が媒介か	明治消会婦人矯風会	昭和5
伊藤秀吉	芸妓屋敷反対論	二業地反対同盟会	昭和5
"	娼婦善後策	明治消会婦人矯風会	昭和7
油谷治郎七	欧米風紀及性病法通観	明治消会婦人矯風会	昭和7
久布白落実	公娼を廃したあとの行政	明治消会婦人矯風会	昭和8
伊藤秀吉	秋田県娼婦調査	明治消会婦人矯風会	昭和8
伊藤秀吉	娼婦聯盟事業報告(自大正一五年六月至昭和八年三月)	明治消会婦人矯風会	昭和8

著者名	書名	発行所	発行年度
松宮 一也	農村疲弊と子女売買調査	麻生会婦人矯風会	9
松宮 彌平	最近の離婚運動	"	9
三浦 精翁	売られ行く娘の問題	行学協会	10
伊藤 秀吉	離婚決議一覽	麻生会婦人矯風会	11
"	長崎県離婚願末	国民純潔同盟	11
"	売淫公器制度廢止論	"	12

◎戦後のもの

著者名	書名	発行所	発行年度
神崎 清	戦後日本の売春問題	社会書房	29
水野 浩	日本の真像	蒼樹社	30
D・野欣ガ二	やくざの世界	二十世紀社	30
有泉 重光	売春	河出書房	30
後藤 フミ	私は堪えられない	錦書房	30
服 浩三	売春風俗史	"	30
向井 啓雄	特殊女性	文芸春秋新社	30
中山 太郎	政打男捕	日 文 社	31
早大教授 京元吉	売笑三千年史	三一書房	31
西口 克己	廓(第一部、第二部)	三 一 書 房	31
戸伏 太兵	洋娼史談	錦 書 房	31

◎官庁出版物

著者名	書名	発行所	発行年度
勝尾 錦三	売春防止法逐条解説	警務時報社	31
戸山 一彦	狂い咲く女群	あまとりあ社	31
神近 市子	サヨナラ人間売買	現代社	31
西 田 稔	オンリーの貞操帯	第二書房	31
三田村 篤魚	吉原に就ての話	青 蛙 房	31
久布 白オチミ	五十年の歩みと五十日の旅	日本婦人矯風会本部	31
近畿大学時事問題研究所	奉 情(売春防止法関係諸事録の抜萃と売春と性病の問題)	"	31

厚生省
(社会局生活課)

婦人保護の手引

出

版

物

名

昭和
31

五、統計資料

(一) 全国売春関係地域数、

項 目	県 名	組 織 売									
		特殊飲食店街			二業地及び三業地			特飲以外の集娯地			駐
		地 域	業 者	従業婦	地 域	業 者	従業婦	地 域	業 者	従業婦	地 域
道 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 榮 京 川	北海道	10	130	384	0	0	0	31	462	1,685	4
		12	114	516	2	2	24	3	147	471	2
		13	131	493	0	0	0	0	0	0	0
		8	119	507	0	0	0	6	50	150	1
		20	256	519	2	18	50	20	249	588	1
	山形	5	46	222	9	135	254	13	203	444	1
		19	177	573	17	352	940	17	159	376	0
		14	181	390	14	208	440	56	672	1,206	0
		6	184	432	17	407	839	21	237	474	0
		18	276	673	12	181	390	8	79	160	9
新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 奈 和 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿	山形	19	232	661	17	244	537	7	59	126	5
		12	172	567	12	219	563	7	137	314	3
		16	1,224	4,280	50	2,331	4,984	6	813	2,350	5
		17	875	3,375	30	445	849	21	281	1,140	6
	新潟	18	171	524	57	861	1,691	※	※	※	0
		34	503	1,544	0	0	0	0	0	0	0
		17	338	889	10	167	562	8	75	147	0
		9	162	566	5	67	161	0	0	0	0
		9	265	798	4	14	199	0	0	0	0
		61	674	1,204	27	450	1,139	24	1,123	2,635	2
京 大 兵 奈 和 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿	山形	5	156	841	19	318	1,014	9	166	501	1
		38	578	1,833	19	328	914	24	455	1,129	5
		39	725	2,649	40	540	1,744	17	575	974	1
		30	331	1,340	7	100	173	0	0	0	0
		7	161	325	2	24	42	0	0	0	1
	京都	14	1,087	2,305	12	761	941	8	8	73	4
		6	570	3,140	6	391	2,013	6	214	595	1
		18	560	2,422	5	94	255	13	116	300	1
		3	73	336	6	74	298	1	12	200	1
		6	169	587	9	104	194	12	262	574	1
京 大 兵 奈 和 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿	山形	4	83	261	6	48	185	2	33	119	1
		9	93	314	5	36	206	0	0	0	0
		9	232	829	0	0	0	0	0	0	0
		29	673	2,143	2	9	63	13	331	1,059	2
		24	316	1,870	3	59	298	3	32	283	3
		2	100	344	6	82	142	5	134	259	0
		12	177	564	1	27	45	13	125	335	0
		4	82	335	2	34	188	56	726	1,960	0
		7	190	815	0	0	0	24	173	576	0
		72	1,435	7,305	7	57	583	16	268	1,082	7
京 大 兵 奈 和 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿	山形	18	295	1,632	2	2	37	6	106	225	0
		26	589	2,329	1	37	77	3	109	318	6
		34	670	2,804	6	49	267	※	※	※	1
		20	414	1,704	1	21	90	14	392	1,438	1
		13	148	790	0	0	0	19	172	534	0
		3	71	364	1	14	30	37	399	1,229	1
	計	789	16,208	59,298	453	9,310	23,421	549	9,554	26,029	77

この調査は各都道府県の婦人少年室が、警察、公衆衛生課、労働基準監督署等の協力によつて行つたものである。

1. 組織売 業者によつて経営されているもの。
2. 街娯 街頭に立つて客をとるもの。(ストリートガール)
3. 散娯 ボン引、旅館、料亭等と連絡があり、それらの求めに応じて客をとるもの。(コールガール)
4. 特飲以外の集娯地 飲食店、旅館等の名目で売春が行われているところ。(いわゆる青線地域)

業者数及び従業婦数

昭和31年4月30日現在 労働省婦人少年局調

春					II 街 娯		III 散 娯		街 娯	売 春
留軍基地					日本人	外人	日本人	外人	散 娯	娯 婦 数
業 者	従業婦	地 域	業 者	従業婦	相 手	相 手	相 手	相 手	合 計	総 計
71	393	45	663	2,462	726	0	0	0	726	3,188
133	1,006	19	396	2,017	0	150	0	40	190	2,207
0	0	13	131	493	0	0	0	0	0	493
20	100	15	189	757	180	1,000	100	0	1,280	2,037
1	3	43	524	1,160	10	0	120	0	130	1,290
9	29	28	393	949	※	31	※	6	37	986
0	0	53	688	1,889	※	※	※	※	※	1,889
0	0	84	1,061	2,036	0	0	0	0	0	2,036
0	0	44	828	1,745	0	0	0	0	0	1,745
0	0	47	536	1,223	※	367	※	※	367	1,590
311	483	48	846	1,807	0	320	0	100	420	2,227
32	96	34	560	1,540	0	0	0	0	0	1,540
217	1,685	77	4,585	13,299	2,200	800	2,100	700	5,800	19,099
1,926	4,055	74	3,527	9,419	621	774	0	0	1,395	10,814
0	0	75	1,032	2,215	30	0	283	0	313	2,528
0	0	34	503	1,544	200	0	0	0	200	1,744
0	0	35	580	1,598	0	0	0	0	0	1,598
0	0	14	229	727	0	0	0	0	0	727
10	60	15	289	1,057	100	20	151	0	271	1,328
0	0	112	2,247	4,978	0	0	0	0	0	4,978
40	180	34	680	2,536	122	80	※	※	202	2,738
218	953	86	1,579	4,829	(206)	(600)	(205)	(600)	806	5,635
17	199	97	1,857	5,566	300	130	1,500	500	2,430	7,996
0	0	37	431	1,513	0	0	0	0	0	1,513
17	156	10	202	523	0	300	※	※	300	823
0	0	38	1,856	3,319	0	0	1,000	0	1,000	4,319
35	135	19	1,210	5,883	2,400	600	400	100	3,500	9,383
3	11	37	773	2,988	190	0	770	200	1,160	4,148
17	100	11	176	834	0	0	0	0	0	934
6	20	28	541	1,375	10	0	833	0	843	2,218
3	13	13	167	578	30	120	80	5	235	813
0	0	14	129	520	0	0	0	0	0	520
0	0	9	232	829	(50)	0	(50)	0	50	879
10	40	46	1,023	3,305	510	50	840	50	1,450	4,755
81	1,270	33	488	3,721	78	440	41	791	1,350	5,071
0	0	13	316	745	0	0	600	0	600	1,345
0	0	26	329	944	140	※	70	0	210	1,154
0	0	62	842	2,483	0	0	150	0	150	2,633
0	0	31	369	1,391	0	0	0	0	0	1,391
368	961	102	2,128	9,931	445	148	605	1,240	2,438	12,369
0	0	26	403	1,894	0	0	0	0	0	1,894
224	700	36	959	3,424	50	100	150	※	300	3,724
0	0	41	719	3,071	40	250	15	10	315	3,386
225	487	36	1,052	3,719	※	※	※	※	※	3,719
0	0	32	320	1,324	30	0	40	0	70	1,394
1	2	42	485	1,625	300	0	0	0	300	1,925
3,995	13,137	1,866	39,067	121,885	8,682	5,649	8,565	3,736	28,838	150,723

5. 地 域 業者数が三軒以上のものを一域とした。但し、駐留軍基地は一つの基地を一地域とした。
6. () 街娯、散娯の区別が不能のため重複している。
7. 街娯、散娯で日本人相手、外人相手の区別が不能のもの。
8. ※ 把握できなかったもの。
9. 青森、佐賀の三業地の業者数 芸妓置屋がないため検査数を記入。

(二) 全 国 売

	赤 線 地 区			赤 線 地 区 以 外			
	地 区 数	業 者 数	売 春 婦 数	A 洋 船			
				街 船	背 線	そ の 他	計
北海 道	19	199	777	30	123	74	227
道 府 市 街	11	108	480	-	620	100	720
道 府 市 街	17	152	487	-	-	8	8
道 府 市 街	8	104	382	152	-	200	352
道 府 市 街	35	182	522	-	8	-	8
山 形 県	4	31	118	-	-	-	-
山 形 県	45	206	576	-	-	-	-
山 形 県	11	134	262	-	-	-	-
山 形 県	7	198	423	-	-	-	-
山 形 県	23	266	665	66	-	-	66
埼 玉 県	24	225	611	220	406	335	961
埼 玉 県	14	210	610	7	48	27	82
埼 玉 県	19	1,232	4,990	3,830	1,050	-	4,880
埼 玉 県	33	784	2,735	580	1,012	762	2,354
埼 玉 県	28	170	506	20	-	20	40
富 山 県	43	500	1,348	-	-	-	-
富 山 県	37	321	793	-	-	-	-
富 山 県	12	140	462	-	街 船	88	88
富 山 県	1	110	200	-	-	-	-
富 山 県	31	359	638	-	-	-	-
岐 阜 県	15	291	983	30	184	15	229
岐 阜 県	48	577	1,897	-	811	100	911
岐 阜 県	31	732	3,043	18	140	504	662
岐 阜 県	47	300	1,138	-	-	-	-
岐 阜 県	7	128	300	64	151	-	215
京 都 府	14	987	2,011	50	100	-	150
京 都 府	6	516	2,970	20	-	200	220
京 都 府	17	566	2,476	-	175	-	175
京 都 府	3	72	281	300	70	35	403
京 都 府	21	291	674	-	5	3	8
鳥 取 県	4	77	262	20	50	-	70
鳥 取 県	14	67	253	-	-	-	-
鳥 取 県	11	230	775	-	-	-	-
鳥 取 県	32	568	1,691	40	80	-	120
鳥 取 県	34	304	1,597	700	720	200	1,620
徳 島 県	3	93	277	-	-	-	-
徳 島 県	7	143	474	-	-	-	-
徳 島 県	10	99	396	-	-	-	-
徳 島 県	31	269	903	-	-	-	-
徳 島 県	102	1,314	6,678	186	608	2,249	3,040
佐 賀 県	50	259	1,188	-	-	-	-
佐 賀 県	78	532	2,019	100	180	150	430
佐 賀 県	34	442	1,843	-	-	-	-
佐 賀 県	66	324	1,190	-	-	-	-
佐 賀 県	28	159	723	-	-	-	-
佐 賀 県	41	294	948	-	2	4	6
計	1,176	15,262	54,579	6,433	6,540	5,074	18,047

春 婦 数

(昭和31年9月1日現在) 厚生省公衆衛生局防疫課調

売 い ん 常 習 者	装 妓 及 び こ れ に 類 す る 者				〇 印 の 計		
	B 和 船				装 妓 数		
	街 船	背 線	そ の 他	計	A	B	〇
634	3,044	477	4,155	402	524	1,081	1,977
-	220	38	258	72	11	1,127	1,210
-	80	29	109	126	33	463	622
150	-	150	300	120	133	527	780
-	12	68	80	108	33	28	169
-	57	367	424	139	22	143	304
26	125	71	222	521	451	163	1,135
-	187	172	359	131	260	450	1,331
-	118	604	722	360	330	-	690
111	49	-	160	169	390	-	559
15	16	114	145	412	174	169	755
-	862	487	1,349	200	387	510	1,097
720	18,080	-	19,800	2,400	2,070	-	4,470
738	969	563	2,270	459	603	-	1,062
20	90	53	163	1,046	734	210	1,990
-	326	45	371	182	1,348	83	1,613
-	650	16	666	114	435	8	557
掘	65	134	199	226	123	75	424
-	323	257	580	101	119	54	274
35	178	169	382	540	340	443	1,323
-	516	144	660	854	1,096	29	1,979
291	869	1,283	2,443	1,006	703	98	1,807
-	-	70	70	244	38	-	282
-	-	-	-	55	2	27	84
30	35	-	65	863	180	83	1,126
3,000	1,110	3,080	7,190	1,430	717	163	2,310
245	1,075	213	1,533	436	250	1,126	1,812
-	102	-	102	53	156	412	621
-	233	20	253	265	235	98	618
-	-	85	85	46	110	4	160
5	42	19	66	34	84	60	178
30	60	90	70	3	331	404	1,199
21	263	140	424	136	17	201	354
60	252	91	403	131	159	394	684
-	152	23	175	61	-	370	431
20	264	162	446	150	50	247	447
-	570	208	888	123	157	239	519
-	65	81	146	103	-	2,020	2,123
445	845	525	1,815	A B	〇 印 の 計	532	11,533
-	31	-	31	26	46	201	273
50	150	50	250	135	215	-	350
-	331	52	383	40	102	58	200
80	-	40	120	112	68	38	218
27	281	4	312	46	15	83	144
220	152	56	428	-	-	-	-
6,973	33,589	10,300	50,862	14,819	13,370	11,804	40,525
							148,662

昭和三年三月十五日 印刷
昭和三年三月二十日 発行

編集者 東京都千代田区大手町一〇七

発行人 労働省婦人少年局

印刷人 永井直保

東京都中央区入船町二の三

印刷所 永井印刷工業株式会社